

大和市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第34号

大和市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則

大和市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成19年大和市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年省令第110号」を「平成18年国土交通省令第110号」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（建築確認申請書の提出部数等）

第12条 認定建築主等が法第17条第4項の規定により提出する建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請書（以下この条において「建築確認申請書」という。）の部数は、正本1部及び副本2部とし、同法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合は、同法第6条の3第7項又は第18条第10項の適合判定通知書の写しを正本に添付するものとする。

2 前項の場合において、建築確認申請書には、省令第8条に規定する申請書の写しを添付するものとする。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。